

●プール料金

区分			午前	午後
			9:00～12:00	13:00～17:00
屋外プール	個人使用 (1人あたり)	大人	円 300	円 400
		小人	150	200
	団体使用 (1人あたり)	大人	240	320
		小人	120	160
奈良市ならやま屋内温水プール	個人使用 (1人あたり)	大人	1回につき	600
			回数券(11回分)	6,000
		小人	1回につき	300
			回数券(11回分)	3,000
	独占使用		1時間につき	15,000
	部分使用 (競泳用プールの2分の1未満の部分又は小プールのみを使用する場合)		1時間につき	7,500
奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	個人使用 (1人あたり)	大人	1回につき	800
			回数券(11回分)	8,000
		小人	1回につき	400
			回数券(11回分)	4,000
	独占使用		1時間につき	16,000
	部分使用 (競泳用プールの2分の1未満の部分又は小プールのみを使用する場合)		1時間につき	8,000
備考				
1 「団体」とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。				
2 「小人」とは、3歳以上6歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。				
3 奈良市ならやま屋内温水プールを個人使用する場合において「1回」とは、2時間以内における継続する使用をいう。				
4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は、無料とする。				
5 備品その他の使用料については、規則で定める。				